

福祉専任職員 2022 年秋闘分会討議資料

2022 年秋闘 職場の声が大事です。分会開催期限 9/29 (木)

9/12(月)から9/29(木)までの間に分会を開催しましょう。分会では、この「討議資料」を見ながら話し合い、「分会開催報告書」に話し合った内容・出された意見を記入して、労組本部事務所(神奈川)へメールカバンまたはFAXで送って下さい。提出期限は9月30日(金)ですが、早めの提出をお願いします。

要求は10月15日の中央執行委員会で決定し、当日、要求提出交渉で理事会に提出予定です。要求提出交渉に参加を希望される方は、この分会討議資料と一緒に送りした申し込み用紙で参加登録をください。労使交渉期間は、11月26日から12月10日の予定です。また、ストライキ権確立のための全員投票は、9月28日から10月4日を予定しています。

2022 年秋闘の進め方 (予定)

- ① 9/12~9/29 秋闘分会を開催
- ② 分会意見に基づき、中央執行委員会が要求作成
- ③ 10/15 要求提出交渉 中央執行委員会が要求確定したうえで理事会・子会社関連会社に秋闘要求を提出
- ④ 10/29 回答指定日 理事会回答を受けて労組回答評価・交渉方針案作成
- ⑤ 11/3~11/11 回答後分会を開催
- ⑥ 11/26~12/10 団体交渉期間 (12/10 第1回中央委員会で妥結基準を判断)

1. 職場の運営について

職場の運営について、2ページの「正規職員職場チェックリスト」を使い、「○できている、△だいたいできている、×できていない」でチェックし、実態を確認してください。分会報告書には、×がついた項目について理由を記入してください。改善してほしいことがあれば、上司との職場懇談会を開催し、改善を図りましょう。(職場懇談会の開催方法は支部役員・分会長の手引きP7・P16を参考にしてください)

2. 安心して長く働き続けるためにどんな要求をしたいですか

労働条件や業態・業務上の課題、長引くコロナ禍における課題など、安心して長く働き続けるために、要求したいことを書いてください。

【この間の理事会との確認事項 (抜粋)】

- *理事会は、休憩中に利用者の急変時を除き、電話対応が無くなるようシフト調整を行い、やむを得ず電話対応が発生した時は分割取得を行うなど、速やかに適正な状態となる様に是正する。(2019年秋闘)
- *理事会は、ヘルパーの新規採用施策について継続して取り組む。また、職場定着やスキルアップを目的とした研修をさらに充実させる。(2020年秋闘)
- *「ハラスメントを発生させない・許さない・見逃さない」ための学習を継続的に実施する。(2021年秋闘)

福祉専任職員 職場チェックリスト

項目	評価
① 残業ルールは守られており、不払い（サービス）労働はない。＊注意1	
② 勤怠スキャンの「定退」と「延退」の違いを理解している。＊表1	
③ 出退勤時の着替えとコープ体操は、勤務時間内に行っている。	
④ 昼休憩は1時間の一括取得ができています。	
⑤ 長時間労働は発生していない。（残業上限＝通常月30時間、繁忙月40時間）	
⑥ 指定休・指定連休は取得できている。	
⑦ 有給休暇・生理休暇は申し出れば基本的に取得することができる。	
⑧ 職場でのハラスメントはない。	
⑨ 労働組合の発行物の掲示場所が周知され、活用されている。	

＊注意1：残業ルール＝退勤予定時刻になっても仕事が終わらないときには、その旨を上長に報告し、指示を受ける。残業を命じられた場合の退勤は、「延退」でカードスキャンする。

(表1) 「定退」と「延退」の違い

定退	シフト通りの時間で退勤する場合は、「定退」ボタンを押してスキャンする。
延退	時間延長が発生して退勤する場合は、「延退」ボタンを押してスキャンする。

※シフト通りとは前日までに本人と確認した出勤・退勤時間を指します。2週間前に就業時間を提示し、前日までに確定した時間がシフトとなります。当日の時間延長は全て残業扱いとなります。

【例題1】 事前に確認した当日シフトが9:00～17:30で、退勤時間直前に上司から業務指示があり、終了し着替えて17:34となりました。勤怠実績は5分単位で丸めて処理されるため、4分残業となったが「定退」ボタンを押してスキャンした。これは、正しいでしょうか？

【解説】 正しくは、「延退」ボタンを押してスキャンです。勤怠システム上、終業時間は5分単位で丸め処理されますが、残業となり、定時から1分でも過ぎた場合は、1分単位で勤怠処理され、「延退」となります。4分までの残業なら「定退」で良いという考えは間違いです。

【例題2】 事前に確認した当日シフトが9:00～17:30で、終了し着替えて17:30定時にスキャンしようとしたら同じ時間帯に退勤する人が何人か並んでいて、定時を過ぎた17:32に「定退」ボタンを押してスキャンした。これは、正しいでしょうか？

【解説】 この場合は正しいです。このように定時で仕事が終わっている場合は、定退でスキャンとなります。勤怠スキャナーが1か所にしかなく、更衣室から場所が離れている、同じ時間帯でスキャンする人が重なるなど勤怠スキャンに差が生じる場合があります。そのために5分単位で丸めて処理されるシステムとなっています。

👉ポイント

重要なのは、作業指示がどういった内容かということです。定時を過ぎるような作業となる場合は、はっきりと「その作業が終わるまで残業してください。」、また「その作業は定時であがれる業務なので、定時であがってください」と上司や部下とのやりとりがポイントです。定時で終わらなかった場合、その報告を誰にどのようにするのか、残業報告が出来なかった場合は、翌日以降に確認するなどルールを決めておく事が大切です。

【お知らせ①】 福祉専任職員の65歳以降の雇用について

*2022年春闘で下記のとおり要求しました。

65歳定年である福祉専任職員について、2022年3月21日から実施される「エス職員再々雇用暫定措置」に準じた内容の「選択式定年延長制度」導入を求めます。

*団体交渉の結果、下記のとおり労使協定を締結しました。

福祉専任職員の雇止め年齢（65歳）となった以降の働き方として、エス職員の再々雇用制度を参考にした制度について、2023年度からの運用に向け、2022年度中に準備を進める。

【お知らせ②】 朝礼や部門会の時に

労組からのお知らせを積極的に発信しましょう

就業時間内であっても業務上支障のない範囲で、「朝夕礼時に労組活動報告や簡単な事務連絡」をすることは労働協約で認められています。すでに行っている分会は今まで通りに、まだ行っていない分会は新たにチャレンジしましょう。朝夕礼に参加しない分会長さんは、他の労組員に依頼しましょう。万が一、「就業時間内に労組の発信をすることはできない」などと言われた場合は、労働組合までご連絡ください。

メモ

憲法9条ってなに？敵基地攻撃能力って何？日本が戦場に？

(読みあわせ資料 報告書に記載する必要はありませんが、みんなで考えてみましょう)

戦争の犠牲と反省の上に生まれた憲法9条

日本はかつてアジア地域で戦争を起こしました。多くの国の人を殺し、日本人もたくさん亡くなりました。軍人だけではなく多くの民間人もです。日本は戦争に負けたことでやっと気づいたのです。「二度と戦争なんてまっぴらだ」「二度と戦争しません」「だから武器も持ちません」。それが今の憲法「戦争放棄」「軍隊の放棄」です。それを世界に約束したのが「平和憲法」と呼ばれる憲法9条です。



憲法9条を変えることは本当に必要？

自民党の改憲草案では、「憲法9条に自衛隊を明記する」となっています。憲法9条に自衛隊を明記し「自衛隊が米軍とともに戦争に参加することが合法」とすれば、「他国を武力攻撃することが可能」となってしまいます。一度戦争が始まれば、そう簡単には終われません。せっかく手に入れた平和な日々を自ら捨てる必要はあるのでしょうか。さらにいえば、世界に戦争をしないと約束したことを自ら変えれば、世界からどのように見られるか、想像してみましょう。



敵基地攻撃能力って何？国際法違反・憲法違反です

次は「敵基地攻撃能力」について考えて見ましょう。「敵基地攻撃能力」とは、「相手(敵)が攻撃する前に相手(敵)を先制攻撃すること」です。政府は検討することが当たり前のように言っていますが、そもそも先制攻撃は「国際法では違反」です。さらに言えば、日本政府がこれまで言ってきた専守防衛の考えに反するものであり、憲法9条にも違反します。



また、政府は防衛力強化をするために「防衛費を国民総生産(GDP)の2%水準にする」「5年以内に軍事費を2倍の11兆円以上にする」と言っています。日本が軍事費を増額すれば近隣諸国との緊張は高まり、終わりのない軍拡競争になってしまいます。いま日本に必要なのは軍事費増額ではなく、コロナ禍で困窮している国民を救うために社会保障費を増額することです。

戦争をすれば日本だって標的になる

では敵基地攻撃能力を持つとどうなるのでしょうか。相手(敵)を攻撃することは自分も攻撃されることを覚悟しなければなりません。いまのウクライナを見れば、軍事施設だけが戦場になるわけではなく、多くの民間人を巻き込んでしまうことは明白です。日本は過去の戦争でほぼ全土が焦土と化した歴史を忘れず、徹底した平和的外交で問題を解決する姿勢を示すことが重要です。国民の生活を守ることが国の責任であり存在価値ですから、徹底して戦争にならないよう努力するべきです。



これからも平和に暮らすために必要なことを考えよう

いま日本は「軍事対軍事」に進むのか、それとも「憲法9条を活かした平和外交」に進むのか、その岐路に立っています。平和外交の成功例としては、タイやインドネシアをはじめとする東南アジア地域10か国が加盟するASEAN(東南アジア諸国連合)があります。「対話と協力を目指す取り組み」を進めており、ASEAN域内において30年以上戦争は起きていません。日本がどのような道を歩むのか決めるのは国民です。他人任せにせず考えてみましょう。

